

札幌市里親支援センター設置運営事業者公募要領

1 事業の目的と公募の概要

里親養育包括支援業務（以下「フォスタリング業務」という。）は、里親のリクルートや研修、里親及びファミリーホーム（以下「里親等」という。）と子どものマッチング、委託前後の支援を包括的に行う業務であり、本市においては令和4年度から3か所の民間フォスタリング機関へ当該業務を委託してきた。

令和4年児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、フォスタリング業務を発展させる形で里親支援センターが新たな児童福祉施設として位置づけられたことから、令和7年4月より本市に里親支援センターを開設する設置運営事業者の公募を行う。

2 開設日

令和7年4月1日

3 設置施設数

1か所

4 業務内容

別紙1「札幌市里親支援センター業務仕様書」のとおり

5 応募資格

次の条件を全て満たしている法人であること。

- (1) 里親支援事業（里親制度等普及促進・リクルート業務・里親等研修・トレーニング業務、里親等委託推進業務、里親等養育支援業務及び里親等委託児童自立支援業務のいずれか）の実績があり、市内の公共交通等での往来が一般的に可能である場所に当該施設を設置することが可能であること。
- (2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (3) 児童福祉法及び札幌市児童福祉法施行条例等、関係法令に基づいた運営が行える者であること。
- (4) 本事業の実施について、市からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

6 費用

(1) 運営費用

本事業の運営に係る経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日子支家第47号こども家庭庁長官通知）及び「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」（令和5年5月10日子支家第49号こども家庭庁支援局長通知）並びに「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生労働省児童家庭局長通知）によるものとする。に定める公的単価により支弁を行う。

<参考>※地域区分：3/100

- ・R7.1.24時点の事務費月額保護単価 2,886,729円
- ・市町村連携事業加算分月額事務単価 485,018円

(2) 設備整備等費用

里親支援センターの運営にあたり必要な施設整備及び備品の購入を行う場合、または必要な改修を行う場合に必要な経費については、令和7年度以降、別途本市と協議を行うこと。

7 公募スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和7年1月31日(金) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和7年2月7日(金)17時必着 |
| (3) 質問書への回答 | 令和7年2月10日(月) |
| (4) 応募申込書類受付期限 | 令和7年2月21日(金)17時必着 |
| (5) 選定審査会 | 令和7年2月27日(木) |
| (6) 応募事業者への審査結果通知 | 令和7年3月上旬 |
| (7) 設置認可 | 令和7年3月31日(月)まで |
| (8) 開設日 | 令和7年4月1日(火) |

※里親支援センターの開設には、別途、市長の認可が必要になります。

8 公募に関する質問について

- (1) 受付期間
令和7年1月31日(金)から令和7年2月7日(金)17時必着
- (2) 提出方法
電子メールにより、下記メールアドレスまで質問票(様式7)を送付すること。
なお、電話や口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けない。

【送付先】 satooya.jisou@city.sapporo.jp

- (3) 回答方法
令和7年2月10日(月)に本市ホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答を行う。

9 応募申込書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

インデックス	提出書類名称	様式	提出部数
1	札幌市里親支援センター設置運営事業者応募申込書	様式1	正本1部
2	応募参加資格に関わる申出書	様式2	正本1部 + 副本10部
3	里親支援事業の実績	様式3	
4	法人の概要	様式4	
5	法人役員名簿	様式5	
6	登記事項証明書(会社・法人)	—	
7	定款その他の基本約款	—	
8	直近3事業年度の法人の財務諸表(財産目録、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書等)	—	
9	直近3事業年度の法人の事業報告書	—	
10	里親支援センター運営事業収支予算書(令和7年度)	—	
11	里親支援センター運営に関する事業計画書	様式6	

※「公募要領」「仕様書」に基づき提出書類を作成すること。

※提出書類はインデックス番号順にインデックスラベルを付け、ページの下部にページ番号をつけて、フラットファイルに閉じたものを提出すること。また、ファイル内の書類はステーブル等で止めないこと。

- (2) 提出期限
令和7年2月21日(金)17時まで(必着)

(3) 提出先
〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目
札幌市児童相談所家庭支援課里親担当係

(4) 提出方法
郵送又は持参

10 審査及び設置運営事業者の選定

(1) 札幌市里親支援センター設置運営事業者公募実施委員会において、最高評価となる応募者を候補事業者として選定する。ただし、応募者が1事業者のみであっても、上記4に示す業務内容を行えることが確認出来ない場合や、評価の合計が5割に満たない場合は選定を行わない。

(2) 審査項目等については、別紙「審査項目及び評価のウエイト」を参照すること。

(3) 審査は、書面審査及びプレゼンテーションにより実施することとする。

<プレゼンテーションについて>

実施は下記を予定しており、詳細については応募者に別途通知を行う。

・日時：令和7年2月27日(木)午後

・場所：札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北7条西26丁目）

(4) 審査の結果は、3月上旬に書面で通知するとともに、市ホームページで公表する。

11 留意事項

(1) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された設置運営事業者と児童相談所との協議により確定する。

(4) 設置運営事業者は、開設までに、法令の定めるところにより市に対し里親支援センター設置の認可申請を行い、認可を受けること。

(5) 候補事業者がやむを得ない事情により開設を辞退した場合や、応募内容と現状との間に重大な解離が判明した場合及び協議が整わない場合は、選定結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行う。

(6) 当施設の開設は、開設に係る予算の成立を前提とする。

12 問い合わせ先

〒060-0007

札幌市中央区北7条西26丁目 札幌市児童相談所家庭支援課里親担当係

担当：赤倉、村上

連絡先：011-622-8619

FAX：011-622-8630

メール：satooya.jisou@city.sapporo.jp

別紙 札幌市里親支援センター設置運営事業者選定に係る審査項目及び評価のウエイト

審査項目	審査のポイント	評価のウエイト
1 運営方針・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営方針が業務の目的に沿っているか。 ○ 職員の配置や個人情報の取扱い等が適切に業務を行う体制となっているか。等 	10
2 里親制度等普及啓発・リクルート業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録里親数の増加に向けて、具体的に企画・立案がなされているか。 ○ 戦略的かつ積極的なリクルート活動が計画されているか。等 	20
3 里親等研修・トレーニング業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各研修の内容・目的を理解して効果的に研修が行うことができるよう工夫がなされているか。等 	10
4 里親等委託推進業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ マッチングに関し、委託推進のための取組が具体的に計画されているか。 ○ 里親委託等推進委員会の開催にむけた具体的な計画がなされているか。等 	20
5 里親等養育支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信頼関係の構築に努め、家庭での養育であることを十分理解し、安心感をもたらすことができるよう計画が立てられているか。等 	10
6 里親等委託児童自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 措置解除の前後それぞれにおいて、継続的かつ効果的な状況確認や相談支援を行うことができる計画が立てられているか。等 	15
7 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親ショートステイ事業が円滑に実施できるよう、関係機関との連携・再委託を前提とした支援計画が立てられているか。 ○ 児童相談所や区役所、支援関係者と十分な連携が取れる体制となっているか。等 	15
合計		100

審査の基準

基準	審査の基準	評価のウエイト		
		20	15	10
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	20	15	10
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	16	12	8
C	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの。	12	9	6
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの、又はやや劣るもの。	8	6	4
E	具体性及び実効性にほとんど認められず、限定的にしか評価できないもの、又は特に劣るもの。	4	3	2

審査の方法

複数の委員により審査された結果を平均し、最高評価となった応募者を候補事業者に選定する。

ただし、「札幌市里親支援センター業務仕様書」に示す業務内容を行うことができないと委員会において判断された場合及び、応募者が1事業者のみであっても、評価の合計が5割に満たない場合は選定を行わない。